

Title	「語る身体」と規範概念としての「セックス」： バトラーにおけるフェルマンとメルロ＝ポンティの位置づけをめぐって
Sub Title	"Speaking bodies" and "sex" as a normative concept : how Butler's theory on bodies is related to those of Felman and Merleau-Ponty?
Author	長野, 慎一(Nagano, Shin'ichi)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2019
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.24 (2019. 7) ,p.111- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20190706-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「語る身体」と規範概念としての「セックス」

——バトラーにおけるフェルマンとメルロ＝ポンティの位置づけをめぐって——

“Speaking Bodies” and “Sex” as a Normative Concept:

How Butler’s Theory on Bodies Is Related to Those of Felman and Merleau-Ponty?

長野 慎一

1. 背景と目的

J. バトラーはいわゆる生物学的本質主義を批判し、M. フーコー (Foucault 1976=1986) にならない、身体が自己同一的物質として現前する条件に、権力と記号としての「セックス」(以下単に「セックス」)を「最終的参照点」とする言説との連携を見出した (Butler 1990-1991, 1993)。この視点は翻って、この言説を引用して語る主体に対しては、未だ知りえていない領域として身体のある方が残されているとの命題へと結びつく (Butler 1993; 長野 2011)。同時に、バトラーにおいては、語られる客体には還元できない、いわば主体性を身体に見出す可能性も探究されつつある (Butler 1997a=2001, 2015=2018; Badiou et al. 2013=2015)。バトラーがそのために援用する身体論が、S. フェルマンの『語る身体のスキャンダル』(Felman 1980=1991)である。他方で、M.メルロ＝ポンティの『知覚の現象学』(Merleau-Ponty 1945=1982)については、身体の再帰性を論じる理論であると認める (Butler [1981] 1989) が、その論と自説との関係については十分に探究されていない。そこで、本稿では、「語る身体」をめぐって展開されるバトラーの所論がフェルマン及びメルロ＝ポンティのそれに対してもつ位置を検討し、「語る身体」の内実を概念的に精緻化しつつ、身体が規範的言説にいかに関与するか／しえないかを考察する。

2. 「行為遂行的言語観」と「レズビアン・ファルス」

(1) 「認知的・事実確認的言語観」から「行為遂行的言語観」へ

言語哲学者 J. L. オースティンは、発話行為を事実確認的発言と行為遂行的発言に暫定的に区別した。前者は、事実の陳述であり、その内容が真か偽かが焦点になる。後者は、その発言自体が、意図する内容を行為として遂行することであり、適切か不適切かが焦点となる (Austin [1962] 1975=1978: 4-25)。前者の典型は科学的言明であり、後者の典型は執行命令の布告である (Austin [1962] 1975=1978: 243)。これをフェルマンは発話行為に関する二つの理念型へと整理する。「認知的・事実確認的言語観」と「行為遂行的言語観」である (Felman 1980=1991: 20)。

「認知的・事実確認的言語観」にあつては、事実確認的発言はもとより、行為遂行的発言ま

長野慎一「語る身体」と規範概念としての「セックス」——バトラーにおけるフェルマンとメルロ＝ポンティの位置づけをめぐって」

『三田社会学』第 24 号 (2019 年 7 月) 111-124 頁

でも、「真理の伝達道具」として理解される。「真理」とは、「発話とその指示対象のあいだの、一般的には言語とそれが代行再現する現実のあいだの完璧なる一致関係」である (Felman 1980=1991: 20 筆者一部改訳)。発話者は、「約束」(行為遂行的発言の典型)も「確認」の対象とする (Felman 1980=1991: 34)。「約束」は、「意図と行為の」「連続性を要請する」「意識」が相互に相手に存在していることを確認するのであり (Felman 1980=1991: 58)、現実の中に、意識が意図した意味を反映する指示対象が創出されていくことを確認する (Felman 1980=1991: 94)。ここでは、言葉は、主体の意図した意味、そしてその外部にある指示対象を——創られるのであれ、発見されるのであれ——確認する媒体なのである。

他方、「行為遂行的言語観」においては、発話行為は、「知らしめることよりも欲望させ、歓楽させる」「約束」としてある (Felman 1980=1991: 30, 133)。まずは、「対話者のもつナルシジムの欲望」を触発することで歓楽させる (Felman 1980=1991: 26)。約束を交わそうとする発話者は、相手はその約束の中に望ましい自己像(鏡像)を見出しうるように約束を取り決める。例えば、フェルマンが引き合いに出す架空の人物ドン・ジュアン¹⁾は、愛される己の姿を追い求める相手の欲望につけこむことで、愛の誓いをその相手に信じ込ませる。さらに、「約束」が「不発 (ratage)」に終わる場合も「歓楽」に関わる。やはりドン・ジュアンを引き合いに指摘されるのは、約束が破綻するときに引き起こされる混乱に喜びを見出す人間の姿である。すなわち、「意図」と「行為」の間に「連続性」を期待する「意識」(約束を確認したいと思う発話者)を裏切る「切断のパフォーマンス」(約束の破綻から新事態を引き起こす)こそが、違反する発話者にとっては、歓楽の源泉であるのだ (Felman 1980=1991: 58, 147-9)。また、「事実確認的発言」も、「歓楽」の源泉としての「約束」として解釈される。「発話とその指示対象のあいだの」「一致関係」(Felman 1980=1991: 20)を志向する言明の適・不適も、その言明を行うことで、自己の満足が満たされるか否かという点が重要になる。さらに、現行の知による把握を超える「対象指示的過剰 (excès référentiel)」の出現すらも (Felman 1980=1991: 95 筆者一部改訳)、その出来事によって発話者が歓楽を感じられるか否かという点に落としどころが置かれる。

オースティン自身は、最終的には、事実確認的発言と行為遂行的発言の峻別を否定し²⁾、あらゆる発話行為の評価基準に共通するのは、その行為が効力(「力 (force)」)を持ちえるか否かであり、そして、その効力は、その有無について、ある発話状況のもとで慣習を基盤に発話者同士の間で、「了解の獲得 (securing of uptake)」が成立することにかかっていると論じた (Austin [1962] 1975=1978: 183-97, 232)。そして、事実確認的発言についても、「真か偽かということは」「言葉が言及している事実」に関して「いかに満足すべきものであるかということに対する評価の一つの観点の名称である」と述べるに至ったのだ (Austin [1962] 1975=1978: 249)。このように、オースティンは、事実に関する叙述が、慣習に基盤を置く了解の次元、しかも、その了解が満足に関する次元にあることに自覚的であった。ある意味では、オースティンはフェルマンに先立つ形で、発話行為の「歓楽の次元」について指摘していたのだ。では、フェルマンを引くバトラーがオースティンの発話行為論に付け加えたことは何であろうか。それは“了解

の不一致”に関わる理論である。

(2) 規範概念としての「セックス」

バトラーは、発話行為とセクシュアリティの間の相互触発的関係を前提し、その関係が事実を標榜する規範に関する強制と反発の政治に埋め込まれていることを論じてきた (Butler 1991=1999, 1993, 1997a=2001, 1997b=2012)。この議論は、フーコーの生-権力批判の系譜に連なる。ここでは、フーコーに対するバトラーの評価を整理しつつ、バトラーの発話行為モデルがいかに“了解の不一致”に関わるかを説明する。

フーコーは、近代的社会における生-権力（生をいかに生み管理するかに関わる権力）の技法として、「セックス」を「最終的参照点」とする「科学」的な言説を析出した。その言説のもとでは、科学的に証明される実証的領域に根付く「セクシュアリティ」を体現して見せることが、人間として生かされるための条件である (Foucault 1976=1986: ch4-5)。バトラーは生産的力としての権力を捉える方法をフーコーから引き継ぎつつ、「セックス」を「法的概念」として再定位する (Butler 1990=1999: ch1)。フーコー自身は、否定的力ではなく生産的力として権力を理解するために、法的表象から権力を切り離す方法を提唱した。では、法的概念として「セックス」を位置づける意義は何か。

一つには、「セックス」が、“身体をいかに語るべきかを定める規範”として機能する点を明示する効果である。いかなる生をいかに生かすかに関わる権力関係においては、「セックス」に関する科学的言説を適切に引用できることを証明してみせることが、発話行為を有効に行う能力のある精神として、法的に承認されるための条件である。このような取り決め自体も法的規定である (Butler 1990=1999: 19-29, 1993: 4-16)。「セックス」を用いてセクシュアリティに関していかに語るべきか自体が規範的に規定されているという点から、バトラーは「セックス」は「法的概念」である（主体としての合法性を取り仕切る法的構造の一部である）と論じるのである。ただ、これだけならば、規範的效果に着目して、フーコーのいう「セクシュアリティの装置」を言い直しただけでもとれなくもない。だが、権力が依拠する知が規範としてもつ否定的作用の評価について、バトラーはフーコーに新たな視点を付け加えている。

バトラーによれば、知りうる領域として規範的に決定される領域の産出は、知りえない領域、せいぜい、本質的ではないものとしてのみ知りうる領域を規範的に生み出すことによって支えられている。「セックス」は、生かされるべく産出される身体の領域を境界画定するために動員される規範の基盤をなすが、その記号は同時に、存在するものとしての同一性が確認しえない非合法化される身体の領域をも生み出す。規範的判断とは無関係な（外在する／先立つ）領域として規範的判断によって位置づけられた事実（だから“規範的事実”）に照らして、否定される身体の領域が生み出される。この規範の否定的作用によって相関的に生み出される領域が「構成的外部」である (Butler 1993: 35-9)。

フーコーの生-権力論を規範分析へと応用するバトラーの論は、オースティンの発話行為論を、

「セックス」に統べられる権力関係の相ととらえ、さらに、「構成的外部」に着目することで、「身体に関する不一致がいかにも現れるか」へと論を進める。オースティンを敷衍すれば、「セックス」に関する発話行為を有効ならしめているのは慣習に根づく了解である。この意味で、発話行為を基礎づける基盤は、発話の主題である事実にあるのではない。科学のような、事実に関する発言すらも、発話者間で、どんな事実で満足するべきかに関する慣習的な了解に基づくのである。さらに、生-権力の技法としての「告白」³⁾に関するフーコーの分析 (Foucault 1978=1986: 75-92) を踏まえれば、その種の了解は、権力関係の相関物であり、そして、権力関係が抵抗を内在するものである (Foucault 1978=1986: 123-4) 限り、その了解は常に変容へと開かれている。ただ、さらに、バトラーが加えるのは、「構成的外部に佇む身体を表現しようとする発話行為の有り様」である。それは、「行為遂行的矛盾 (performative contradiction)」という概念に集約されている。自己-同一的なものであると語ることが禁止されている身体について、「否、それは自己-同一的なものであると語ること」は、既存の言説の規範的命に照らせば、矛盾を冒す愚かな行為である。だが、非合法の身体があたかも合法的なそれであるかの如く語る、この矛盾は、「特定の真理枠組みにおいて含み得ないものの不透明性」、いわば“非-同一的なもの”としてしか同定しえないものを露見させ、現行の言説体制の再編を促しもする (Butler 1993: 53)。行為遂行的矛盾は、存在するべき身体に関する規範的な了解に亀裂を引き起こし、あるはずのない身体に表現を与えてくれるのである。

フェルマンが結晶化させた「行為遂行的言語観」に基づけば、“セクシュアリティに関する規範的事実”は、“歓楽の次元での権力闘争”の原因であり結果でもある。言葉をもって既存の事実に固執する発話者も、行為遂行的矛盾を引き起こす発話者も、己の歓楽の充足を図る営みから自由ではない。欲望の充足が問題なのだ。この点に関して、バトラーも、フェルマンと同様の線で思考している。それが示されるのが、「レズビアン・ファルス」に関する論である。次章では、語られる身体ではなく、「語る身体」へと議論を進める。これに先立ち、バトラーにおいて、「語る身体」へと接続される心的事象がどのようなものとして概念化されているかを確認する。

(3) 「レズビアン・ファルス」が露見させる「対象指示的過剰」

フェルマンが言うには、発話行為は「ナルシシズム的欲望」を満たすために交わされる「約束」である。このことは、ちょうど、バトラーが、J. ラカンのファルス概念を批判し、男性が、ナルシシズムを満たすべく異性愛男性を特権化する言説を“適切に”引用する構造を指摘したのと等しい関係にある。「ファルス」とはセクシュアリティに秩序を与える特権的な記号表現を指す用語である (Lacan 1966=1981: 147-61)。バトラーによれば、ラカンが描く世界では、男性として己の合法性を承認されたいという欲望は、“異性愛男性の身体を表現する必須的な身体部位であるペニス”をファルスの位置に据える言説を、規範に沿う形で引用することをもって、正しく語る主体として相互に承認しあうことによって満たされる (Butler 1993: 67-91)。

くわえて、「約束」が見舞われる「不発」が「歓楽」の源泉にもなるとのフェルマンの指摘は、バトラーの議論でいえば、ちょうど、レズビアン・ファルスにバトラーが見出した“異性愛主義的・女性差別的言説（象徴的なもの）に対する代替的な想像界（想像的なもの）”と対応している。ラカンがいう想像界とは、自分自身には還元できない他者の身体のイメージへの同一化において自我が成立する心的作用を指す（Lacan 1966=1972: 125-33）。「セックス」に関する規範（象徴界）に、想像界が従うことで、「社会的わたし」は成立する（Lacan 1966=1972: 130）。レズビアン・ファルスとは、セクシュアリティを司る特権的記号（ファルス）の座を、特権的な身体部位（ペニス）から切断し、“ファルスを占める資格を認められていない、同性を欲望する女性の身体”で占有することに、自己の身体イメージを見出す想像界のあり方である（Butler 1993: 67-91）。このような心的現実には現われるセクシュアリティは、既存の言説が身体のあり方として認知することを拒んだ「対象指示的過剰」を露見させ、存在しえなかったはずの身体を生成していく可能性を切り開くものである。

発話行為という面に焦点を当てるならば、レズビアン・ファルスによって示されていることは、「セックス」に関する規範的理解の中に自己-同性性を見出せない発話者が、その理解の中でこそナルシズムを満たしている発話者に抗う形で、さらに、その理解を成立させている規範に抗う形で、あらぬ身体の像を表現していく行為である。ただし、身体を表現するのは言葉だけではないのだ。身体それ自体も、身体を表現しうるのである。これを論じるとき、バトラーは「語る身体」を主題化しなければならなくなる。

3. 「ハビトゥス」と「語る身体のスキャンダル」

(1) ブルデュの「ハビトゥス」への接近／からの離脱

バトラーは、正しく語る主体としての基盤に、ある種の語る身体があることを説明するために、ブルデュのハビトゥス概念に向かう（Butler 1997a=2001）。「ハビトゥス」とは「実践と表象」を「産出・組成」する「原理」として身体に組み込まれた構造である。それは、身体の動作・状態によって生成・記憶・再生される「感覚」を生み出す（Bourdieu 1980=1990: 82-3, 91, 105-19）。特に、身体的儀礼が規範的な言葉への理解に同意する感覚を構築していく点に、バトラーは注目する。パスカルから「祈りにおいてまず跪き、そののち初めて信仰を得る場面」を引用するL. アルチュセールの呼びかけ理論（Althusser 1995=2005）に引き付けて、バトラーは次のように言う。「身体のハビトゥスは、行為遂行性の暗黙の形態となり、身体レベルで生きられ信じられている引用の連鎖となるのである」（Butler 1997=2001: 239-40）。社会的カテゴリーによる命名（言葉による行為遂行性）の受容は、身体所作の反復引用とともに習得され、賦活される感覚に基づくのである。ただ、発話行為と身体化された感覚の間に符合関係を見出すに過ぎないのであれば、バトラーの議論はブルデュを超えるものではない⁴⁾。そこで、バトラーとブルデュの異同を特定しておく必要がある。

バトラーの論に立てば、ハビトゥスは、規範概念としての「セックス」と符合する形で構造

化されている。ブルデュもハビトゥスは「隠れた法(ノモス)」として作用するとすでに述べてきた(Bourdieu 1994=2007: 168)。それは、「社会的規範(ノモス)の恣意性を自然(ピュシス)の必然へと変容させ」(Bourdieu 1998=2001: 13)、もって、社会秩序を不動のものとして追認し続けるように仕向ける身体化された感覚として結実する。だから、ハビトゥスが、言説を引用し言葉を反復する経験の中で生成され、今度は、その言葉を未来の再生に向けて記憶する「構造化する構造」(Bourdieu 1980=1988: 83)である点について、バトラーがブルデュと争うべき理由はない。異なる点は、「隠れた法」が、身体の運動・状態、身体による表現、身体化された感覚に課す禁止の効果についての評価である。「構成的外部」という点に照らせば、「セックス」の規範に符合する「感覚」が、一貫性を維持するために、自己に統合しえない「感覚」を否定的に生み出していることに焦点が当たる。タブー化された感覚は、法に従順な発話行為、身体の挙動、感覚に包囲され、退けられる。ブルデュが論じないのは、代替的なハビトゥスが禁止をいかに争うかである。

ハビトゥス概念に従えば、身体は、“運動・状態-表現-感覚の調律された複合体”として、自らが何者かを理解し語る。それは、一つの語る身体である。しかしながら、分析の中心は、規範に恭順を誓うことによって語る身体であり、意識の資格で語る主体の発話の前では、独自の語りを封印する身体である。つまり、身体は沈黙を強いられているのだ。バトラーがブルデュを離れ、フェルマンに向かう理由は、沈黙を打ち破り、法に抗い語る身体を描くためである。それは、「表現の修辞的手段としての身体の身ぶり」であり、発話行為の「話される内容」を超え、「発話を規制する規範に抵抗し、それを混乱させる」身体の様である(Butler 1997a=2001: 221, 236)。

(2) フェルマンの「語る身体のスキャンダル」の援用の意義と限界

フェルマンがいう「語る身体のスキャンダル」とは、発話行為に臨在する身体が、己の発話の意味を把握していると自負する意識とは不調和にその意識が知りえていない領域、すなわち無意識的領域を、意識に対して表現する事態を指す。それは、認知的・事実確認的言語観を生きる主体に対しては、その意識による把握の限界を超える出来事を垣間見せるがゆえに「スキャンダル」なのである(Felman 1980=1991: 58-64, 95-6, 142-50, 207-12)。とはいえ、この「スキャンダル」は、認知的・事実確認的言語観に基づき二元的に心身(認知的意識と客体としての身体)を統制しようとする社会の歴史に対抗する形で、その歴史が同化しえない現実を生成していくのである(Felman 1980=1991: 208-12)。

バトラーは、“スキャンダラスに語る身体”がもつ両義性を次のように言う。それは、①「解体の脅威」へと「主体」を曝すと同時に、②「発話可能なものの境界で語る主体」の「身体的生」でもある(Butler 1997a=2001: 212-20)。主体がそのうちで誕生する権力関係を稼働させている知に対して、恭順を誓わず語り出す身体は、語る能力の不在証明になるがゆえに、発話行為を正しくなしえない主体としての評価を呼び込む。他方で、その身体は、正統な知が認知する

ことを拒む身体の姿を己のそれとして語ってもいる。むろん、身体に関する正統な知に恭順を示すことで「語る主体」として認可されている諸個人（あるいは諸個体）にとって、「語る身体」は「発話の意図」（Butler 1997a=2001: 212-20）を不透明にする夾雑物でしかない。しかし、その知のもとで正確に自己の身体について語る言葉を得ていない主体にとっては、その夾雑物は、語りえていない自己の身体の姿を表現する「修辞的手段」になりうるのだ。

さらに、バトラーにおいて、「語る身体」は、単に「修辞的手段」との性格に還元されるのではない。特に結集する諸身体をめぐる近年の社会運動論では、身体の能動性も強調されるようになってきている。ひとまずバトラーは、フェルマンがいう「語る身体」について次のように要約する。その身体は「言葉というものは身体組織なしでは不可能なので、純粋な認知としての意図を伝えようとする発話行為でさえ、身体組織を回路の外に置くことはできない」ことを示してくれると（Badiou et al. 2013=2015: 68）。その上で、バトラーが、フェルマンの文芸批評理論的記述を社会分析へと応用する形で示そうと試みるのは、身体組織が、物質的・社会的環境としての世界との有機的な相互依存関係の中で、独自の活動性と感覚を持ち、その世界を探索する様である（Badiou et al. 2013=2015: 69; Butler 2015=2018: 193）。バトラーは、「身体は常に、ある意味で自分自身の外部にあり、自ら環境を探索し、あるいは環境の中を進み、感覚を通じて拡張され、時に脱占有される」という（Butler 2015=2018: 193）。同時に、環境を己の生存条件にしながらも、「諸身体」は「抵抗の能動的な行為主体（エイジェント）」であるとも位置づける（Butler 2015=2018: 238）。この脈絡で捉えられた「語る身体」には、心身二元論を前提に措定されてきた意識とは異なる次元に属する“主体性”が見出されているとさえ言えよう。

この主体的なものをさらに考察するために、最終章では、バトラーがいう「語る身体」を、メルロ＝ポンティの身体論と比較して読解することを試みる。フェルマンの描く身体は、「純粋な概念的な思考」と「純粋に言語のみに依拠した発話行為」に還元できない身体独自の特性、つまり、修辞性、感覚作用、活動性を指摘したのだが、それらは社会理論としては着想の域にとどまっている。他方、すでに、メルロ＝ポンティは、環境に埋め込まれ／を探索する身体というモチーフを論じてきた。だが、バトラーは、メルロ＝ポンティの身体論が「語る身体」を論じる上でもつ肯定的意義を深く探究する代わりに批判的な距離を保つ。今から明らかにしていくように、“自己のセクシュアリティを想い描き実現を図る身体”を論じるための基礎的概念、あるいは少なくとも視点を、その理論が与えてくれるかもしれないののである。そこで、メルロ＝ポンティに沿うならば、バトラーが彫琢しようとする「語る身体」の何が明確になるのかを明らかにし、さらに、バトラーの批判を踏まえれば、メルロ＝ポンティ的な身体がいかに再構築されるべきかを考察したい。

4. 「再帰的身体」と「構成的外部」

(1) メルロ＝ポンティの“再帰的身体”

バトラーは初期のセクシュリティ論で、メルロ＝ポンティの「身体」概念の意義を、次のように肯定的に寸評していた。メルロ＝ポンティにあって、①身体は「再帰性の様式 (a modality of reflexivity)」として位置づけられており、②「自然主義的説明に対抗する重要な主張」は、「セクシュアリティに関する規範的見解」に抗する「政治的努力にとって有用」であると (Butler [1981] 1989: 84-9)。とはいえ、バトラー自身は、メルロ＝ポンティがいう身体の再帰性が、いかに政治的に有用か、自らの思考を展開していない。だが、“象徴的なもの”に対抗する“想像的なもの”の抗争に関する後のバトラーの考察と結びつけるとき、メルロ＝ポンティの身体論は、「語る身体」のいくつかの側面を鮮明にする効果があると思われる。そこで、まず、身体の再帰性に関するその論の意義を説明する。

メルロ＝ポンティにおいては、「身体」は「知覚」する。それは、「志向性」の実現として世界を「了解」することである。「志向性」とは、ある身体が、他の身体や環境との相互作用の中で「己のうちに分泌」する「意味」を前提になされる「結果の先取りもしくは把握」である (Merleau-Ponty 1945=1982: 194-8, 229-41, 325-7)。「了解」とは、この「志向性」が世界における「実現」との間に「一致」をみることである (Merleau-Ponty 1945=1982: 245)。

ただし、その論によれば、「了解」の作用が身体に据えられるからといって、「私」の「主体性」なるものが消失するわけではない。「主体性」は「私の実存」という形で現れる。その「私の実存とは」、「為すこと」として、「私がありたいと志向するものへの、力づくの移行」のことである (Merleau-Ponty 1945=1982: 626, 674)。

では、「身体」と「私の実存」との関係はどうなるのか。メルロ＝ポンティがいうには、「主体性としての私の実存」は「身体としての私の実存、ならびに世界の現実存在」と「ひとつ」であり、「主体」は「身体を通じて世界のなかに入ってゆくことによってしか、その自己性が現実化されない」 (Merleau-Ponty 1945=1982: 674)。かくして、メルロ＝ポンティにおいては、一人称の基盤は、“行為する最中で何事かを知り、何者かであろうとする身体”に置かれている。

バトラーは、レズビアン・ファルス論において、規範への抗いの中で生成していく同一化の目標である身体像が、自我に輪郭を与える作用をもつことを指摘した。メルロ＝ポンティに引き寄せてみるのならば、身体とはこの心的出来事が生じる再帰的場であると解釈できる。言ってみれば、抗う身体は、何者かであらんと行為する中で、同一化の目標としては禁じられている鏡像に、あえて自らの姿を了解しようとするのである。そして、その鏡像と重ねられた己の姿を蔑む社会規範への批判を断行する身体は、対抗的な「主体」としての「私」が誕生する基盤へと変成していくのだ。

第二に、メルロ＝ポンティによるならば、「私」の基盤となるかかる再帰的身体は、“非”科学的に環境を再創出していく行為者でもあることが見えてくる。「実存の搏動のエネルギー」は、「延長する物」(三人称的過程)にも「思惟」(一人称的認識)にも先立つ「先客観的な展望」

(Merleau-Ponty 1945=1982: 146) であるとされる。この実存の運動において、「私は物をそれ固有の明証性において」「知覚」する。同時に、その過程で、「物の同一性は、探査の運動をなしつつある自己の身体の同一性のもう一つの相」として現れる (Merleau-Ponty 1945=1982: 307)。身体-物の連関とその知覚を生み出すのは、科学的思惟ではなく、“とある身体としてあらんと欲する自己への移行”の運動なのである。

この観点には、「規範としてのセックス」が命じるのとは異なる形で、「語る身体」がいかに環境と関わっていくのかという、バトラーの問いに、そのまま応用できる。例えば、同性への欲望を自覚する身体を考えてみよう。その自覚を保証するのは「セックス」の科学ではなく、己の同一性を請け負ってくれる物の配置の中で、特定の身体との共同性や共時性を知覚していることである。それは、夜の街の一角での出会いかもしれないし、親の留守中の自宅での逢引きかもしれないし、あるいは、日中の街頭デモ行進かもしれない。むろん、それらの出来事を言葉へと翻訳する作業が後続しうるが、その文化的資源が科学である必然はない。重要なのは、どのような資源にたつのであれ、その資源にたつことで、身体としての私が身体としての自己を了解しうるか否かである。「延長する物」の領域 (科学が対象とし依拠する領域) にその了解が基礎づけられているか否かは、せいぜい二次的問題だ。

最後に、メルロ＝ポンティの身体論は抵抗する集会的な諸身体をも説明しうるということを目指したい。彼は革命を志向する「階級意識」を次のように述べた。①「各人の生存に対する共通の障害物の知覚」における「体験」が「連帯」を生み「階級なるものを現実化する」(Merleau-Ponty 1945=1982: 740)。②「革命運動は」「一つの志向」として「芸術家の作業のように、みずからおのれの道具と表現手段を創出する」(Merleau-Ponty 1945=1982: 741)。これを次のように敷衍することもできる。①「セックス」に基礎づけられた、身体に対する制度的統制が、特定の諸身体によって、欲求⁹⁾の充足を妨げる原因であると知覚されるならば、それらの諸身体は、この制約を課す制度に改変を求めべく、連帯し、特定の場所に結集することもありうる。②少なくとも見積もっても、そのような集合行動自体が、「セックス」の規範に対して改変を迫る表現手段でありうる。

以上のことから、バトラーが「抵抗の能動的な行為主体」として定位しようとする「語る身体」には、さらに次の点を探究すべき余地があることが理解できるだろう。それは、①攪乱的な想像的なものが志向的身体の対抗的な了解作用において生じていること、②その作用は、「実存」としての「私」を生み出す運動と同時生成的であるということ、③「身体としての私の実存」という意味での「主体」にとって、己の了解と科学的知との符合はせいぜい偶発的なものにとどまること、④さらに、これらの性質を満たす、再帰的な行為者としての諸身体は、世界を表現する手段を集会的に創出していきうることである。だが、メルロ＝ポンティの身体論のこうした可能性にもかかわらず、その論には再考すべき部分がある。最後に、この点を説明しよう。

(2) 法に抗い語る再帰的身体の非-同一性

バトラーはメルロ＝ポンティの弱点として、次の点を指摘した。①メルロ＝ポンティの主体概念は、「無意識」を「再帰的なデカルト的自我 (reflexive Cartesian ego) へと同化」してしまう。そのことで、「精神分析的主体」概念が指摘した問題、すなわち、自我の「自律性」は「無意識」によって制限されているという点を看過する (Butler [1981] 1989: 88)。②そのセクシュアリティ論においては、男女のセクシュアリティは、知覚の主体-客体という関係に還元されてしまっている (Butler [1981] 1989: 93-6)。のちの議論を踏まえれば、これらの批判は、「法的概念」としての「セックス」がいかにか「構成的外部」を生み出す媒体になっているかという問いと関わっている。そこで、レズビアン・ファルス为例に、バトラーの指摘を汲み、「非-同一的に語る再帰的身体」の姿を提示したい。

精神分析をめぐるのは、バトラーは、主体の同一化の非決定性を、「構成的外部」という視点に関連付けて論じてきた (Butler 1990=1999, 1993, 1997a=2001, 1997b=2012)。自己の身体を特定のイメージの中で知ろうとする作用は、セクシュアルな主体の内部に、無意識を形成する。知る作用は、己を縁どる否認作用と相まって、同一化するべき身体とは相いれないおぞましき他者を、主体に知らせると同時に知ることを禁止する。無意識とは、「駆り立てられると同時に禁止される欲望」の前に主体を立たせる心的作用である。そして、いかなる欲望がこの両義的關係に置かれるかを規定するのが法である。したがって、法が無意識を構造化する。意識に対する無意識、同一化するべき身体に対する否認するべき身体、この両者において、後者は前者を消極的に枠づける「構成的外部」である (Butler 1993: ch3, 1997b=2012: ch5)。

異性愛主義的・女性差別的な「セックス」の配置のもとでは、「女性」は語る主体／語られる客体の両方の位置から排除され、「構成的外部」にとどめ置かれる。そこでは、異性愛者であることを証明してみせることが、「男性」がセクシュアリティを正統に語る能力をもつ精神であると承認されるための条件である。他方、「女性」の袋小路は、その種の精神として語る座を奪われているばかりか、実際は客体たる物質でもない点にある。なぜならば、女性の身体の物質的同一性は、己のセクシュアリティを証明する「男性」の物質的同一性を反射する鏡の位置に置かれているからだ。だから、「女性」が語ることは二重の困難に直面する。第一に「主体」の資格を付与されるのは、既存の言説をなぞる形で己を客体として語る限りにおいてであり、第二にその客体に還元できない身体姿について語り出せば、いよいよ精神の座を追われることになる (Butler 1993: 36-49)。この体制においては、巧妙に心身二元論が社会的に維持されつつも、女性は心身のいずれも占めることができず、「位置がないという位置」にとどめ置かれる。

「身体としての私の実存」(Merleau-Ponty 1945=1982: 674)として現われるレズビアン・ファルスについては、これらのことから、二つのことが理解されなければならない。一つは、「女性」の“位置がない位置”に関わる論点であり、もう一つは「無意識」あるいはより広く「無知」に関わる論点である。

第一に、レズビアン・ファルスは、女性を排除する体制において、客体としての身体には収

まらない「構成的外部」にある「対象指示的過剰」として自己を先取りする、「身体としての私の実存」の運動として現れるということだ。それは、現行の「セックス」の秩序では実現不可能な身体をわが物としようとする身体の運動である。しかし、だからこそ、“男性主体の語りを裏書きする客体として語る”という、ダミーとしてであれ享受していた「主体」としてすら「解体」される危機に曝される。このように、存在していない位置から自らを語り出す行為は、身体をして希望と危機という両義的状况へと巻き込むのである。したがって、レズビアン・ファルス的な実存、すなわち、現行の社会編成において、非-同一的な身体としてしか認知されない実存を生きる主体に対して、不平等に「不安定性 (precariousness)」（Butler 2015=2018）を分配する社会構造の是非⁹⁾が問われなければならない。

第二に、レズビアン・ファルスにとって、揺るぎないレズビアン・アイデンティティという実存のあり方は、ひとつの抽象であるにすぎないということだ。なぜなら、レズビアン・ファルスは、“禁忌すべき身体的生の可能性を湛える無意識”に囚らずも触れてしまう「想像的なものの作動」の「ずれと裂け目」として始動するからだ（1997b=2012: 119 筆者一部改訳）。レズビアン・ファルスとは、自己-同一的な身体としての自己実現を、「セックス」を規準に編成された社会の認可のもとで、目指す実存なのではない。むしろ、未だに了解していなかった「構成的外部」との遭遇を、身体としての己において体験し、みずからの了解作用の再編に向かう実存の姿なのである⁷⁾。むしろ、 “規範的なレズビアン⁸⁾の身体なるもの”への同調圧力が成立している状況に立たされる場合には、レズビアン・ファルスもまた、構成的外部との遭遇により得る非-同一的なものの体験を捨て去り、規範に即した同一性を証明する戦略へと向かうように方向づけられるにせよ、である。しかし、だからこそ、レズビアン・ファルスが迫る問いとは、社会は個々の実存に対して、自らの無意識と向き合える余地を残しているのだろうかというものなのだ。

「認知的・事実確認的言語観」に立ち「セックス」をもとに「主体」の資格を定める社会においては、「主体」として生き抜くために、「セックス」を正しく操ることができなければならない。しかし、その能力があると自負する主体として、身体的実存の一種である。近代的な社会において、「セックス」は、往々にして事実確認的な発言から成る科学的言説に埋め込まれているのだが、その記号で身体について疑いもなく語りえるのは、そのように語ることが正しいと学習させられてきたからであるし、さらには、幸運にも、そのように語る行為の中に、自己の身体についての了解を見出しえたからであるに過ぎない。このいわば幸運な実存にとって、おぞましき他者を受容する“模範的な”作法は、その新参者にも「セックス」への恭順を誓わせることである。しかし、考えなければならないことは次の点だ。その作法が、現行の社会的約束事には回収できないスキャンダラスな身体を暴力的に抹消へと向かわせる可能性があるということだ。「セックス」に基礎づけられる社会に産み落とされつつも、なお、この抹消を是正すべき暴力であるとみなすならば、さしあたり、個々の身体的実存が実践すべき生の作法は、「セックス」の法に恭順を誓うこと／とりわけ誓わせることで得られているナルシズムの解

除を意欲することである⁸⁾。そのことの徹底が、社会の内側から「セックス」を法(強制)ではなく、個々の実存にとっての自由選択の問題へと変容させてくれるのではないか。

5. 結語

本稿は、バトラーにおける身体概念について論じてきた。まずは、バトラーの所論に内在する形で「語る身体」の系譜を次のように整理した。バトラーは、ブルデュの“法を適法に引用する身体”を踏み越えて、フェルマンの“法に抗う身体が引き起こすスキャンダル”へと向かう。そのことによって、規範概念としての「セックス」を梃子に広がる権力関係に与せざるをえない状況で、ナルシズムの充足を巡り諸身体がせめぎあう中から、対抗的な身体が出現する様態を描き出そうとしている。その上で、本稿は、メルロ＝ポンティに引き寄せながら、スキャンダラスに「語る身体」が、対抗的な「私」を宿す身体の志向性として解釈できることを示した。さらに、バトラーの「構成的外部」という観点を踏まえれば、身体的実存が一つの同一性に収斂しえないことをも指摘した。その上で、収斂させることを個々の実存に迫る社会への批判を試みた。これらの作業を通じて、本稿は、位置なき位置に置かれた身体が、社会規範との兼ね合いで、いかに己の生を生かそうとするのか、また、そのような生に対して、社会規範のおかげで正統な位置を偶発的に占めているに過ぎない諸身体がいかに非暴力的に関わりうるのかを考察したのである。

【註】

- 1) フェルマンが壊乱的な笑いを引き起こす人物として掲げるのは、モリエールの戯曲『ドン・ジュアン』と同名の主人公ドン・ジュアンだ。彼は、性別を問わず複数の人間を誘惑し、愛を誓うが決してその約束を守ることはない。彼の実際の身体的行為は、愛の約束とは裏腹にその言葉が意味をなさない不適切なものであることを証拠立てるのみである。登場人物たちは、愛の約束が果たされることで、自己のナルシズムが満たされることを期待するが、この期待は常に裏切られる。ドン・ジュアンは反省することなく誘惑し続け歓楽を追求する (Felman 1980=1991: esp. ch2-3)。
- 2) 例えば、事実確認的発言も、真と信じていないことを真であると述べれば、その言明は「不誠実」という「不適切性」の観点からの評価を受ける (Austin [1962] 1975=1978: 228)。行為遂行的発言も「真という評価観点」に向かう傾向がある。「たとえば彼を有罪であると正しく (correctly) あるいは誤って (incorrectly) 判定する。」 (Austin [1962] 1975=1978: 235)。
- 3) 例えば、“同性愛の告白を迫られる主体”と“告白させる側に立ち問題のない身体であることを享受する異性愛の主体”の関係性を再生産する“事実に関するある種の了解”とそれに基づく社会的儀礼。
- 4) ブルデュは言語能力とは言語的のハビトゥスであると理解するべきであると述べ、発話行為が、言葉を理解し操作するための、学習された身体的感覚に基づくことを論じている (Bourdieu 1982=1993)。
- 5) バトラーは、「語る身体」の抵抗は「基本的な身体的欲求」なるものの充足を求めて生じているとまで

論じる。ただし、その場合も、「身体的欲求」を「非歴史的概念」で語ることを警戒している（Butler 2015=2018: 231-4）。

- 6) かかる社会構造に関する包括的議論は本稿の限界を超えるので、稿を改めたい。
- 7) メルロ＝ポンティがいう「コギト」は少なくとも「原理的に唯一で普遍的」である「構成的意識」という意味でのそれではない。それは「もともと思惟する存在者であるという私の宿命」を「引き受ける」という「実存的体験」を指すにとどまる（Merleau-Ponty 1945=1982: 610-1）。だから、結局、メルロ＝ポンティが論じるのは「再帰的なデカルト的自我」であるとのバトラーの批判は暴力的にも映る。だが、レズビアン・ファルス論を踏まえれば、「私」の「主体性」へと結実するような「身体」の「実存的体験」が、「多層的で異種共存的な同一化」（Butler 1990=1999: 129）のもとで為されるという点を、メルロ＝ポンティが論じていないことは事実である。
- 8) バトラーの「倫理」概念を論じる大貫は、存在論のレベルでは行為遂行性は常に攪乱の契機を含み、そのことが、「批判的な脱主体化」の「潜在的可能性」が切り開かれる条件であると論じる。さらに、その可能性から「倫理的応答」としての「批判的脱主体化」が生じるには、「生の被傷性」（可傷性）への「感受」が必要であると述べる（大貫 2018: 93-8）。本稿はこの指摘から示唆を受けつつ、予期せぬ身体との遭遇から主体のナルシズムがいかに武装解除されうるかという方向性で議論を進めた。

【文献】

- Althusser, L., 1995, *Sur la reproduction*, PUF. (2005, 西川長夫・伊吹浩一・大中一彌・今野晃・山家歩訳『再生産について』平凡社.)
- Austin, J. L., [1962] 1975, *How to Do Things with Words*, Harvard College. (1978, 坂本百大訳『言語と行為』大修館書店.)
- Badiou, A., P. Bourdieu, J. Butler, G. Didi-Huberman, S. Khiari et J. Rancière, 2013, *Qu'est-ce qu'un peuple?*, Fabrique. (2015, 市川崇訳『人民とはなにか?』以文社.)
- Bourdieu, P., 1980, *Le sens pratique*, Minuit. (1988, 今村仁司・港道隆・福井憲彦・塚原史訳『実践感覚I』みすず書房.)
- , 1982, *Ce que parler veut dire*, Fayard. (1993, 稲賀繁美訳『話すということ』藤原書店.)
- , 1994, *Raisons pratiques*, Seuil. (2007, 加藤晴久・石井洋二郎・三浦信孝・安田尚訳『実践理性』藤原書店.)
- , 1998, *La domination masculine*, Seuil. (2001, Nice, R., trans., *Masculine Domination*, Stanford University Press.)
- Butler, J., [1981] 1989, “Sexual Ideology and Phenomenological Description,” Allen J. and Y. I. Marion, eds., *The Thinking Muse*, Indiana University Press, 85-100.
- , 1990, *Gender Trouble*, Routledge. (1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル』青土社.)
- , 1993, *Bodies That Matter*, Routledge.

- , 1997a, *Excitable Speech*, Routledge. (2004, 竹村和子訳『触発する言葉』岩波書店.)
- , 1997b, *The Psychic Life of Power*, Stanford University Press. (2012, 佐藤嘉幸・清水和子訳『権力の心的生』月曜社.)
- , 2015, *Notes toward a Performative Theory of Assembly*, Harvard University Press. (2018, 佐藤嘉幸・清水知子訳『アセンブリ』青土社.)
- Felman, S., 1980, *Le Scandale du corps parlent*, Seuil (1991, 立川健二訳, 『語る身体のスキャンダル』勁草書房.)
- Foucault, M., 1976, *Histoire de la sexualitéI*, Gallimard. (1986, 渡辺守章訳『性の歴史I』新潮社.)
- Lacan, J., 1966, *Ecrits*, Seuil. (1972/1977/1981, 宮本忠雄・竹内迪也・高橋徹・佐々木孝次/佐々木孝次・三好暁光・早水洋太郎/佐々木孝次・海老原英彦・芦原眷訳『エクリ 1/2/3』弘文堂.)
- Merleau-Ponty, M., 1945, *Phénoménologie de la perception*, Gallimard. (1982, 中島盛夫訳『知覚の現象学』法政大学出版局.)
- 長野慎一, 2011, 「唯物論者としてのバトラー」『年報筑波社会学 第II期』3/4: 30-51.
- 大貫拳学, 2018, 「J. バトラーの『倫理』概念をめぐる」『現代社会学理論研究』12 : 90-102.

(長野 慎一 東京理科大学)